

新たな過疎対策法の制定等に関する意見書

鷹栖町の過疎対策においては、国の4次にわたる総合的な過疎対策事業による、過疎対策事業債や国庫補助率のかさ上げなどの財政支援策を有効に活用し、生活基盤である交通、情報通信の整備、地域医療、福祉施策の充実、教育機会の確保など、各分野において、地域が抱える様々な課題の解消に向けた取組を進め、近年は魅力のあるまち、住み良いまちとして、人口減少が穏やかに推移するなど過疎対策の成果が出始めている。

しかしながら、人口減少・少子高齢化に歯止めがかからず、依然として深刻な状況にあり、現在、総合計画に掲げる「笑顔幸せ みんなでつくる あったかす」を理念に、国営土地改良事業等の生産基盤や教育施設の整備、また、移住定住等のソフト施策など、国の過疎対策を力に鋭意推進しているところである。

国においては、令和3年3月末をもって失効する「過疎地域自立促進特別措置法」に代わる新たな過疎対策法の制定に向けての検討が行われているが、その考えにおいては、人口減少率等が一定の基準を満たさない市町村は、たとえ小規模で(財政力が弱くとも)過疎法の適用から卒業するとされている。

まさに「疎」である我が地域は、豊かな自然や歴史・文化を有する国民のふるさとであり、都市に食糧や水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

我がまちに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として維持されることは、同時に、国民全体の安心・安全な生活の営みに寄与するものであり、そのためには国の過疎対策による支援は欠くことができないものである。

折しも全国で新型コロナウイルス感染症が拡大し、その影響により地域の経済が疲弊するとともに、今後の地方税の減収も予想されている。この難局を乗り越えるべく町民が一丸となって地域の活性化に向け力を尽くしているところであり、国においては、新たな過疎対策法の制定にあたり、鷹栖町を継続指定されるよう強く要望するとともに、よしんば過疎指定が叶わない場合にあっては、コロナ禍を踏まえ、現行過疎法制定時の内容よりも拡充した経過措置を講じられるよう併せて切に要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年11月25日

北海道上川郡鷹栖町議会
議長 木下 忠行

意見書提出先

- ・衆議院議長
- ・参議院議長
- ・内閣総理大臣
- ・総務大臣
- ・財務大臣